

## 電停ネーミングライツ審査基準

(目的)

第1条 この基準は、函館市企業局電停ネーミングライツ制度取扱要綱（以下「制度要綱」という。）第9条に基づき、電停ネーミングライツ審査のために必要な事項を定めることを目的とする。

(一般基準)

第2条 電停ネーミングライツスポンサー（以下「スポンサー」という。）は、それにふさわしい信用性と信頼性があり、地域振興に貢献する企業でなければならない。

2 スポンサーは、函館市企業局広告審査基準第3条の各号の規定に該当しない業者でなければならない。

3 電停に使用する副呼称は、社名、店舗名またはブランド名とし、電停所在地表記として紛らわしくないものでなければならない。

(契約の基準)

第3条 契約は、3年以上を基本とする。

(電停の基準)

第4条 対象電停は、スポンサーが希望する電停から概ね500m以内に施設を有することを条件として、管理者が指定する電停とする。

(スポンサーからの寄贈物品等)

第5条 寄贈物品等は、審査会が更新の必要を認める備品または、電停清掃費用などとする。

(費用負担)

第6条 制度要綱第6条第1号から第7号までの各号に規定する副呼称表示費用および契約期間終了後の原状回復費用は、函館市企業局が負担する。

附 則

この要綱は、平成18年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は，令和 8 年 3 月 1 1 日から施行する。